

ID: 133

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町心身障害者医療費の助成に関する条例 第11条		
例 規 番 号	平成16年条例第10号		
【基準】 第11条の規定による。 (損害賠償との調整) 第11条 町長は、助成対象者の療養の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部又は一部を行わず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 2 日	最終変更年月日	年 月 日